

# 一般廃棄物処理基本計画【追補】（案）に係る パブリックコメント結果

1 意見募集期間

令和5年9月26日(火)～ 令和5年10月25日(水)

2 周知方法

市政だより、市のホームページによる広報  
市政情報コーナー、各支所、市民センター、生涯学習総合センターでの閲覧

3 意見提出者数及び提出方法

1名（廃棄物対策課あて郵送による）

4 意見件数

1件

5 意見の要旨及び市の考え方

NO.	項目	意見の要旨	市の考え方
1	プラスチックについて	<p>プラスチックに関しては表示はしてあるが、企業によっては、まだ表示がわかりづらい物がある。売るだけ売って後は、勝手にでは迷惑だ。企業への行政指導ももっとあって良いと思う。</p>	<p>事業者に対して、プラスチック製容器包装については「資源の有効な利用の促進に関する法律」により、識別マークの表示などが義務付けられています。</p> <p>また、プラスチック製品については「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、プラスチック製品使用の合理化（スプーン等の有償提供）や自主回収と再資源化などが義務付けられています。</p> <p>さらに、事業者が法令を守らない場合には、国による「指導・助言」「命令」「罰則」等が規定されています。</p> <p>市としては、事業者に対しても、法令に基づく適切な指導監督が行われており、今後、事業者による自主回収と再資源化などの取組が、拡大していくものと考えております。</p>